

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定計量器定期検査業務の引継ぎ……………（生活文化局計量検定所検査課）…一
- 建築基準法による意見の聴取（二件）……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十第一項の規定に基づく検証機関の登録事項の変更……………（環境局都市地球環境部総量削減課）…二
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第一項の規定に基づく検証機関の廃業等……………（同）…二
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の休止……………（同）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…三
- 優良映画等の推奨……………（同）…五
- 特定非営利活動法人の認定……………（同）…五
- 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………（同）…五

### 告示

- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…五
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（水道局）…六
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………（同）…六
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（下水道局）…七

#### ●東京都告示第七十五号

一般社団法人東京都計量協会から計量法（平成四年法律第五十一号）第三十二条の規定に基づく次の範囲の指定定期検査機関の業務廃止の届出があったので、同法第三十九条第二項の規定により当該定期検査業務を東京都計量検定所が引き継ぎ、平成二十七年四月一日から実施することとしたので、同法第五十九条第二項第二号及び第四号の規定により告示する。

平成二十七年二月十七日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 三鷹市、府中市、小金井市及び多摩市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）を、ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

#### ●東京都告示第七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第五項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十七年二月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十七年二月二十五日（水曜日）午前十時から

二 公聴会を行う場所 東村山市民センター第一会議室  
東村山市民一丁目一番地一

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第一係（東京都小平合同庁舎一階）  
小平市花小金井一丁目六番二十号  
電話〇四二（四六四）〇〇〇九

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号  
所氏名 東京都水道局  
建築敷地 東村山市民住町二丁目二十番二百三十六号  
地域地区 第一種住居地域及び準防火地域  
等 等

既存建築物の概要 申請の概要  
工事種別 増築  
及び用途 水道施設（貯蔵庫・倉庫）

敷地面積 約二六三、〇一四 増減なし  
平方メートル  
建築面積 約三二、一五三平 約九平方メートル（合  
方メートル 計約三二、一六二平方

延べ面積 約五二、五四六平  
方メートル 約九平方メートル(合  
計約五二、五五五平方  
メートル)

構造及び  
階数 鉄筋コンクリート  
造ほか 鉄骨造  
地上四階地下二階 地上一階建て  
建てほか

高さ 二五・一〇メートル 三・九三メートルほか  
ルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

●東京都告示第七十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第七項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所に對し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十七年二月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 公聴会を行う日時 平成二十七年二月二十五日(水曜日)午後二時から
- 二 公聴会を行う場所 西東京市民会館三階 第一会議室  
西東京市田無町四丁目十五番十一号
- 三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指

導第二課指導第二係(東京都小平合同庁舎一階)  
小平市花小金井一丁目六番二十号  
電話〇四二(四六四)〇〇一〇

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 港区芝浦四丁目八番三号  
所氏名 トヨタアドミニスタ株式会社  
建築敷地 西東京市芝久保町五丁目二千二百六十六番二ほか  
地域地区 準住居地域及び準防火地域

申 請 の 概 要

工事種別 用途変更  
及び用途 自動車修理工場及び物品販売業を営む店舗  
以外の店舗(自動車シヨールーム)

敷地面積 約一、四五五平方メートル  
建築面積 約七五二平方メートル  
延べ面積 約一、四九二平方メートル

構造及び  
階数 鉄骨造  
地上二階

高さ 一四・三七メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第七項ただし書

●東京都告示第七十八号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五十号)第八条の十第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があつたので、同条例第八条の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 登録番号 十四
- 二 登録区分 特定ガス・基準量
- 三 登録検証機関名称 株式会社パデセア
- 四 代表者氏名 代表取締役 黒柳 要次
- 五 営業所名称 株式会社パデセア 本店
- 六 変更前の営業所所在地 千代田区麴町二丁目十二番地一
- 七 変更後の営業所所在地 千代田区一番町二十三番地三
- 八 変更年月日 平成二十六年十一月一日

●東京都告示第七十九号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五十号。以下「条例」という。)第八条の十一第一項の規定に基づき検証機関の廃業等の届出があつたので、条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 登録番号 十七
- 二 登録区分 特定ガス・基準量  
都内外削減量  
その他ガス削減量  
電気等環境価値保有量
- 三 登録検証機関 株式会社JACO CDM  
名称
- 四 代表者氏名 代表取締役 蛭田 道夫
- 五 届出の事由 条例第八条の十一第一項第四号に規定する法人の解散
- 六 廃業等年月日 平成二十六年十二月一日

●東京都告示第百八十号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第八条の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の休止の届出があったので、同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 登録番号

十二

二 登録区分

特定ガス・基準量  
都内外削減量

優良事業所基準（第一区分）  
優良事業所基準（第二区分）

三 登録検証機関名称

LLOYD'S REGISTRER  
QUALITY ASSURANCE  
LIMITED（ロイド レジスタ  
ー クオリティ アシユアランス リ  
ミテッド）

四 代表者氏名

日本における代表者 調 俊彦

五 休止する検証業務の範囲

- (一) 営業所名称 L R Q A ジャパン 東京営業所
- (二) 営業所所在地 中央区日本橋一丁目二番十号 東洋ビル五階
- (三) 業務の範囲 優良事業所基準（第一区分）に係る検証業務  
優良事業所基準（第二区分）に係る検証業務

六 休止期間

平成二十七年一月一日から同年六月三

十日まで

●東京都告示第百八十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千四百八十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

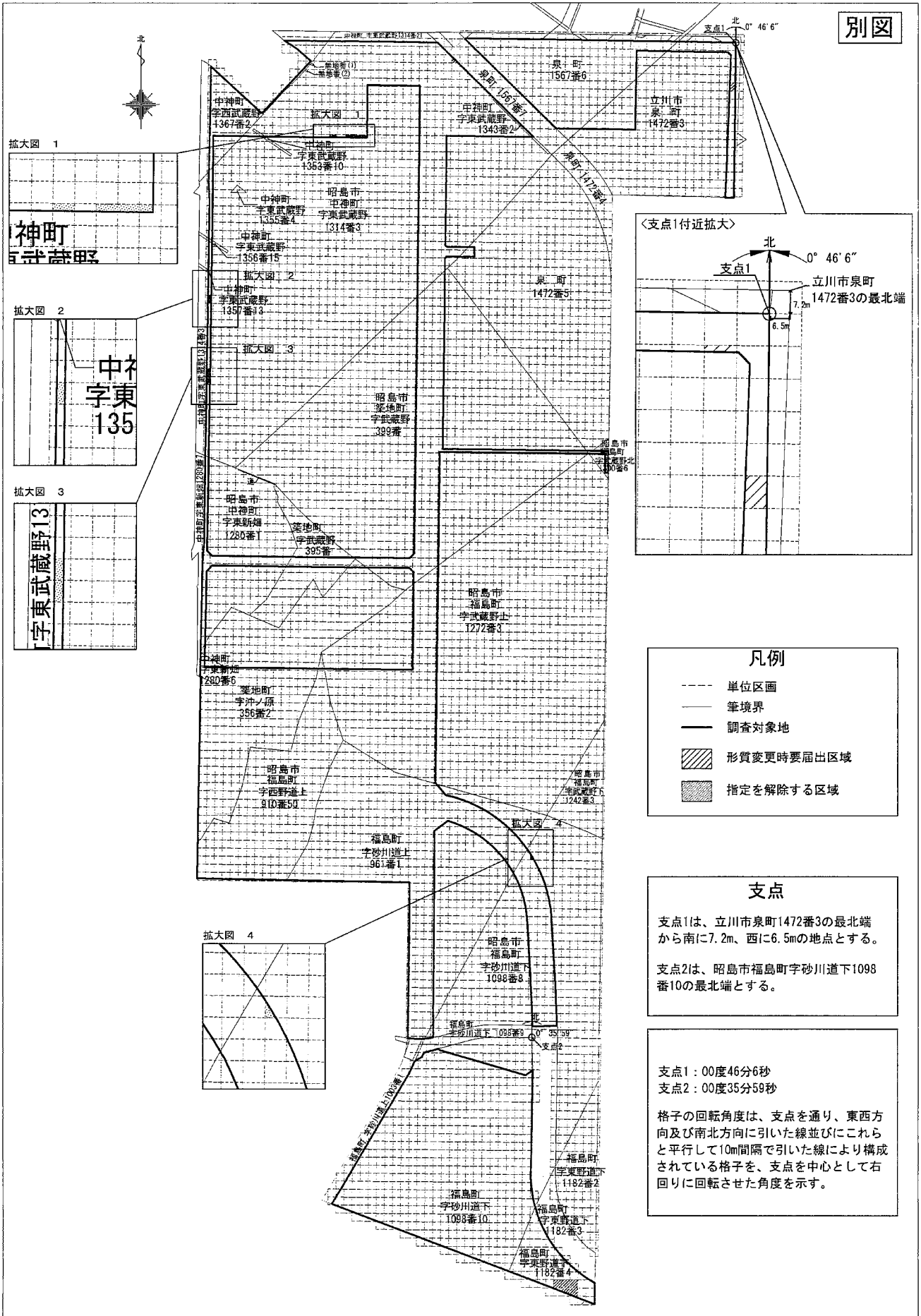
一 指定を解除する区域 別図のとおり（昭島市中神町字東武蔵野及び同市福島町字砂川道下地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成二十七年二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四二三 映画 ナッツジョ REDRO 青少年を健全に育成する上  
ブ サリリ VER C に有益である  
I&P デイ O. Lt で有益である  
のピーナツ d. と認める。  
ツ大作戦!  
四二四 同右 幕が上がる 同右  
「幕が上がる」製作委員会

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人アフリカ野球友の会

二 代表者の氏名

友成 晋也

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区松原五丁目二十五番二十一号

四 認定の有効期間

平成二十七年二月六日から平成三十二年二月五日まで

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効について

ついて

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワーク

二 代表者の氏名

長濱 力雄

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区晴海一丁目八番十号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定を受けたため

五 失効年月日

平成二十六年十一月二十日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年二月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の住所及び氏名

八王子市長房町五百二十八番 新宿区西新宿二丁目八番一  
から五百三十一番までの各一 号  
部、同番地先並びに五百三十 東京都知事 舛 添 要一  
二番から五百三十六番まで、  
五百三十七番一、同番二、同  
番四、同番五、五百三十八番  
二及び五百九十三番の各一部、  
同番地先並びに五百九十四番、  
五百九十五番一、同番二、五  
百九十六番、五百九十七番、  
五百九十九番二、六百番一、  
六百五番一及び同番五の各一  
部

青梅市梅郷三丁目八百七十七 青梅市梅郷三丁目八百八十  
番一及び同番二の各一部、同 二番地  
番三、八百七十八番一、同番 武井 忠康  
二並びに同番四

八王子市石川町千四百六番六、 八王子市小宮町千七百七十番  
千四百七番一及び千四百九番 地の一  
一 株式会社東亜建設

武蔵村山市伊奈平六丁目十番 東大和市桜が丘四丁目二百  
三 九十番地三  
内野ハウジング有会社

青梅市木野下二丁目三百三十 代表取締役 内野 泰由  
青梅市藤橋一丁目四百十七

四番一及び同番二

番地十九  
有限会社大野ハウジング  
取締役 澤田 豊

あきる野市草花字森山八百九十七番一、同番一地先、同番二、八百九十九番及び草花字花ノ岡千七十四番

あきる野市野辺三百九十二番地  
南部商事株式会社  
代表取締役 吉村 隆二

武蔵村山市大南一丁目三十五番三、三十九番一の一部、同番一地先、同番二の一部及び四十二番十八

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 西野 弘

日野市多摩平一丁目六番五及び同番三十六

八王子市南大沢一丁目八番地二  
大和ハウス工業株式会社  
支配人 萩原 毅

府中市白糸台三丁目三十一番四、同番五の一部、同番十三、同番十六、三十二番七の一部及び三十三番六十六

新宿区西新宿一丁目二十六番二号  
野村不動産株式会社  
代表取締役 中井加明三

三鷹市大沢四丁目八百八十三番九及び同番十四から同番二十一まで

八王子市中野山王一丁目十九番十五号  
株式会社インターシステム  
代表取締役 田中 伸治

東村山市恩多町四丁目七番十、同番五十九の一部及び同番六十

埼玉県狭山市大字水野千五十番地十五  
株式会社佐久間工務所  
代表取締役 佐久間智広

東久留米市下里二丁目千三十二番二及び同番十三

東久留米市東本町五番十号  
サニークリーンビル二階  
友光開発株式会社  
代表取締役 森本 潮美

狛江市中和泉四丁目六百一番二及び同番百六十八から同番百七十四まで

神奈川県横浜市西区北幸一丁目十一番十五号  
アルファエステート株式会社  
代表取締役 石黒 史朗

西東京市東町二丁目四百五十五番一及び同番十一の一部  
三号  
武蔵野市境南町三丁目八番  
住宅新興事業協同組合  
代表理事 森 和彦

東京都指定給水装置工事事業者の指定について  
水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二  
第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。  
平成二十七年二月十七日

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
九〇六九	株式会社竹昇	竹澤 克己	千葉県市原市瀬又千一番地四十六	平成二十六年十二月十六日
九〇七〇	東翔設備	田畑 隆雄	目黒区中町二丁目四十二番三号一〇一	同日
九〇七一	株式会社エコスマイル	中川 智博	町田市三輪町千八百十七番地三	同日
九〇七二	トラブルパッキン	實川 正寿	大田区南雪谷一丁目十三番十号	同日
九〇七三	株式会社フューチャー	福田 秀徳	小平市学園三番十五号	同日
九〇七四	株式会社プランマーズ	大隈 忠志	神奈川県川崎市多摩区南生田七丁目	同日

九〇七五 和友設備 生見由起生 調布市深大寺北町二丁目四十八番地八  
目十七番十三二二号  
同日

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
九〇七六	株式会社サクラ設備	村崎 正二	神奈川県横浜市泉区和泉町十八番地一	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について  
水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。  
平成二十七年二月十七日

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
一一一四	有限会社大丸工業	野中 英範	杉並区高円寺北三丁目四番十一号	平成二十六年十一月三十日
三〇五九	有限会社和田工業	和田 春男	西多摩郡日の出町大字大久野八百七十番地	同日

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
六九七六	京浜建設株式会社	小丸 登	調布市入間町二丁目三番地九	平成二十六年十二月八日
六四一四	有限会社亀久千工	千田 修治	千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ	同日

業

谷三丁目二  
十三番二号

八五八四 株式会社 松田 千尋 港区南青山 平成二十  
ベ ル タ 五丁目十二 六年十二  
番四号 月十二日

七〇七八 青木工業 青木 芳文 国分寺市日 同月十七  
吉町一丁目 日

四十三番地  
十五

三一六三 株式会社 大野 伝吉 青梅市大門 同月三十  
大野設備 三丁目二十 一日

工業所  
二番地の十  
三

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

平成二十七年二月十七日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

一 指定した事業者

指定番号 商号又は  
名称 代表者 事業所所在地

五二二六 ナイス管 田中 健一 日野市大字石田四百  
工 十八番地の十二

五二二七 ヒトナス 齋藤 秀人 葛飾区亀有一丁目二  
十四番五号 パール  
ヒルズ一〇七

二 指定年月日

平成二十七年二月三日

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002